

越監告示第 2 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、産業観光部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和6年1月23日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

令和5年度 産業観光部 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

産業政策課	令和5年11月22日～11月27日
伝統工芸振興課	12月1日～12月5日
観光誘客課 (にぎわい創出室) (万葉菊花園)	12月6日～12月8日

- 4 監査の対象 令和4年4月から令和5年9月末までの所管業務全般
- 5 監査の着眼点 財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って

行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③委託契約等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。